

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	交付又は支出先の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人 全国市街地再開発協会	6010405001223	図書の購入	144,000	—	令和5年4月28日	—	公社	国所管
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	会費(年会費)	100,000	100,000	令和5年5月22日	当該法人は、昭和49年の商 法改正を契機とした設立以 来、監査制度の普及・啓発 等を図るべく、監査実務指 針の公表や監査役相互の 研鑽を目的とした会議等の 開催など多くの実績を挙げ てきている法人であり、提供 される情報等により監事機 能の強化等に資することが できるため。	公社	国所管
公益社団法人 大阪府建築士会	51200050003320	掲載料	440,000	—	令和5年5月31日	—	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。